

■学識経験者（群馬県河川整備計画懇談会委員）からの意見に対する対応方針について〔渡良瀬川圏域〕

資料 3

赤字：修正、追記箇所

番号	委員	対象頁 (本文)		対象頁 (対照表)	該当部分	意見 ※記載の頁・行は懇談会時点のもの	回答・対応 ※記載の頁・行は修正後のもの
		第34回 懇談会時点	原案				
1	平川委員	全般	全般	全般	全般	図や表など、記載の誤りについて、再度確認し、修正してください。 (本文P4の図、P8の表など)	【修正】 ご指摘を踏まえ、再度確認をし、修正しました。
2	姉崎委員	3	3	6	第1章 (4) 圏域の自然環境	記述している種名が異なっているが、あてかき分けをされているのか？（とくに、大型動物について）	【修正】 意図した種名の書き分けではないため、記載を統一しました。
3	佐藤委員	3	3	6	第1章 (4) 圏域の自然環境	文章内には希少な野生動物であるツキノフグマやニホンカモシカの記述はありますが、魚類の記述がありません。 渡良瀬川水系の河川最上流部には貴重なニッコウイワナの在来個体群が棲息しています。両毛漁協からの聞き取りでは、山田川上流と桐生川上流部の限られた支流には放流履歴がなく、細々と在来イワナが命をつないでいる可能性が高いことでした。 遺伝子解析等の精査が必要ですが、まずは希少性についての配慮と認識をお願いできればと思います。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒・・・大型の哺乳類の生息も確認されている。また、渡良瀬川本支川の上流部には、在来個体群と考えられるイワナが生息している。
4	姉崎委員	3	3	6	第1章 (4) 圏域の自然環境	〔森林の内訳の明記〕 桐生・みどり、スギ・ヒノキ等の人工林面積が多い。なかには管理できなくなっている林地も存在する。管理できなくなっている人工林は根張も浅く、大量の雨が降った場合、土砂流出、流木がでる危険地帯となる。また、伐採地の管理も適切に行われていないと、伐採された木が流出する危険性も増す。 別地域ではあるが、吾妻管内で昨年、豪雨となった際、伐採地から伐採木が土砂とともに流れ、すべりだし、一部、道路が通れなくなる等の現場があった。落石等による交通事故にもつながる可能性がある。 地図上の「森林」とする場所（凡例に森林とあった）については、人工林、二次林、常緑等、地図のかき分けをすることで、潜在的なリスクゾーンを把握することが可能となる。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒・・・ブナ帯二次林であるが、大間々地区より下流の渡良瀬川本支川では、エノキ、ニセアカシア等の落葉樹や、シラカシ、アラカシ等の照葉樹等で構成されるヤブツバキ帯二次林が存在する。また、本圏域には・・・
5	吉井委員	3	3	6	第1章 (4) 圏域の自然環境	「大部分が人工林とブナ帯二次林であるが～」 本州中部のalt.600～800mは暖温帯で照葉樹林帯（ヤブツバキクラス）に属します。確かに丘陵地は特に人口林が多いと思われませんが、人工林で言い切ってしまうには無理があると思います。この場合の「暖温帯」は、二次林が落葉樹林（夏緑樹林）である地域となります。 「森林の植生の大部分はスギ・ヒノキ等の人工林と、ブナ帯二次林であるが」という記載では丘陵部が含まれていないのではないか。標高800m以下の部分の植生について、丘陵帯二次林についての記載があってもいいように感じる。	
6	大貫委員	3	3	7	第1章 (5) 圏域の社会環境	「圏域の社会環境」について、川が地域の方々の暮らしや産業の発展に寄与してきた歴史を、理解されるように工夫して記載してほしい。	【修正】 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⇒また、繊維業で栄えてきた桐生市ではかつて、伝統的技法の「友禅流し」が行われていた。染織を行う工程で使用する染料を加えた色を流し落とす際に、桐生川の清流を利用していたことから、川との関わりは深いものになっている。
7	関戸委員	4	4	8	第1章 (5) 圏域の社会環境 図-1.3	「圏域の人口推移図」で昭和55年からの推移を示しているが、合併した行政域で比べているのか否か明記が必要ではないか。	【修正】 ご指摘を踏まえ、現状記載のまま、以下のとおり説明を追記しました。 ⇒注：町村合併前については合併した行政域で集計
8	石井委員	8	7	12	第2章 第2節 河川の利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項 表-2.3	① 農業用水の取水量として大きいのは、大間々より下流の太田頭首工（待矢場両席土地改良区、三栗谷用水土地改良区）です。 「主に大間々頭首工と太田頭首工より取水されている」とした方が望ましいと思います。 ② 「県管理区間に取水口が所在する水利権について集計」とされた結果が示されていますが、ここは、県管理区間外の、国管理の渡良瀬川本川の水利権（特に、太田頭首工での水利権）も加えることが望ましいです。 そうしないと、p.18の正常流量の記述（灌漑期24m3/s）との間で整合性がとれなくなるためです。 また、p.9の濁水調整も、国管理区間の太田頭首工も含めての取水制限なので、その意味からも、ここは国管理の区域を加筆した方がいいと思います。	【修正】 ①太田頭首工からの取水は、主に、太田市等の渡良瀬川右岸の水利利用が目的であり、渡良瀬川圏域の主な農業用水は大間々頭首工からの取水であるため、関係部局との相談結果も踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⇒農業用水は、圏域内では主に大間々頭首工より取水され農地に分配されているほか、太田頭首工や本川・支川の各所で取水され、かんがいに利用されている。 ②表-2.3の数値には、「太田頭首工」も含まれています。
9	平川委員	8	7	12	第2章 第2節 河川の利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項	「短縮等」とありますが、「等」につきまして他にも具体的に書けるようでしたら、加筆をお願いします。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒～短縮、稲の立ち枯れ等

番号	委員	対象頁 (本文)		対象頁 (対照表)	該当部分	意見 ※記載の頁・行は懇談会時点のもの	回答・対応 ※記載の頁・行は修正後のもの
		第34回 懇談会時点	原案				
10	石井委員	18	7 16 27	12 26 37	第3章 第3節 河川の適正な利用及び 流水の正常な機能の維持に関する 事項 ↓ 第2章 第2節 河川の利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項	正常流量を設定していることが書かれているだけで、どのように河川を整備するか、といったことが書かれておらず、何か記述が必要と思います。 湧水が頻発している河川なので、それへの対応を書く方がよいと考えます。河川「整備」ではありませんが、「軽度の湧水が頻発している」とした上で、p.33であげている渡良瀬川利水者懇談会や連絡協議会との連携を維持し、今後も早期の対応によって深刻な湧水を回避する、等の記述があると思います。	【修正】 ご意見を踏まえ、以下のとおり追記、修正しました。 (本文P7、対照表P12 第2章第2節) ⇒県管理区間では、取水制限の実施には至っていないが、軽度の湧水が発生している。気候変動に伴い、 水災害の頻発化・激甚化だけでなく、湧水の頻発化、長期化、深刻化なども懸念されていることから、流域の降雨量、河川の水位、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努める必要がある。
11	鶴崎委員	-			第2章 第2節 河川の利用及び流水の 正常な機能の維持に関する事項	長期降雨データは、年総降水量の上限値はあまり変化しておらず、下限値は上昇している。つまり、毎年そこそこ降っている状況だが、降雨強度（時間降水量）が急激に右肩上がりで、ゲリラ降雨が増えているとすると、総降水量の上限は頭打ちからして、1度に大きな降雨があってそれ以外は降らない降雨パターンになっている。 故に、総降水量としては毎年降るようになっても、データに見えない湧水がくるのではないかと、「利水」面の対応も求められるのではないかと。	(本文P16、対照表P26 第3章第3節) ⇒気候変動の影響による、 湧水リスクの高まりも念頭に、景観や水質、... (本文P27、対照表P37 第4章第1節(2)) ⇒さらに、 気候変動に伴う湧水リスクへ対応するため、流況等のモニタリングを継続するとともに、必要に応じて、関係機関と調整し、桐生川ダムの変る活用に向けた調査・検討を行う。
12	吉井委員	全般 (10～31)	9	14	第2章 第3節 河川環境の整備と保全に 関する事項	現行の整備計画では「保全・整備」となっています。具体的に何が創出なのか、どのようなものが創出なのかイメージがわかりません。「高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例」では、「健康で文化的な生活を営むためによりよい環境の創出」としていますが、本県の河川整備計画では「人」が対象ではなく、「動植物が住みやすい（生息・生育しやすい）より良い環境を創り出す」の創出と読めます。イメージしづらいので定義をどこかで示すと解りやすくなると思います。 その後、ネットで調べますと元は国交省が「保全創出」を使い、東京都、札幌市、その他でこの表現が散見しているようです。しかし、創出の意味はそれぞれで一定ではないようですので、明確に定義を示した方がよいと思いました。	【修正】 ご意見を踏まえ、第2章第3節に、「多自然川づくり基本指針」に基づき、以下のとおり定義を明記しました。 ⇒ 河川の整備においては、「多自然川づくり」の考え方に基づき、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めることとされている。
13	吉井委員	10	9	14	第2章 第3節 (1) 自然環境 図-2.7	植物相の一例 → 植生（相観）の一例 ⇒植物相（フロラ）はインベントリ、これに代わる語は相観（群落構成種とその密度等によってみられる特徴的な景観）です。	【修正】 ご指摘のとおり修正しました。
14	高山委員	10	10	15	第2章 第3節 (1) 2) 魚類等	素案の「なお、地元漁協により漁業権魚種であるヤマメ、アユ等が放流されている。」を「・・・漁業権魚種であるマス(イワナ、ヤマメを含む)、アユ、ウグイ、オイカワ等が増殖されている。」に修正ください。 ※漁業協同組合（漁協）とは、水産業協同組合法により認可された漁業者の協同組合組織です。漁業法により、河川湖沼における漁業権が県から漁協に免許されており、漁協には漁業権対象魚種の増殖義務が課せられています。 ※増殖の方法として、放流や人工産卵床造成があります。	【修正】 ご指摘のとおり修正しました。
15	高山委員	11	10	16	第2章 第3節 (1) 3) 鳥類	素案原文に、「群馬県内最大級のカワウコロニー（集団営巣地）が、高津戸ダム貯水池にあり、魚類等を捕食し生態系に影響がでている。」を追記ください。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒ なお、本圏域には、カワウが生息しており、営巣地が確認されている。
16	姉崎委員	3	11	17	第1章 (4) 圏域の自然環境 ↓ 第2章 第3節 (1) 4) 両生類、爬虫類、哺乳類	河川数的には、カヤネズミがもっとも影響を受けやすい。カワネズミは上流の方。コウモリは、森林の方。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒ 河川周辺にも生息し絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているカヤネズミ、上流の溪流等に生息する準絶滅危惧（県）のカワネズミ、森林には二ホンウサギコウモリ等が確認されている。
17	茶珍委員	12	11	18	第2章 第3節 (1) 5) 昆虫類	ツマグロヒョウモン→カラスアゲハ ・ツマグロヒョウモンは草原性なので、森林性のチョウをあげるならカラスアゲハが適切と思われる。	【修正】 ご指摘のとおり修正しました。
18	茶珍委員	12	11	18	第2章 第3節 (1) 5) 昆虫類	ナゴヤサナエ→マダラコガラシムシ ・圏域内にはナゴヤサナエはおそらく生息していない。同じ絶滅危惧Ⅱ類（国・県）ならマダラコガラシムシが適切と思われる。	【修正】 ご指摘のとおり修正しました。
19	茶珍委員	12	11	18	第2章 第3節 (1) 5) 昆虫類	エサキアメンボ、ババアメンボ→ムカシヤンマ、ムカシトンボ ・圏域内にはエサキアメンボ、ババアメンボは生息していない。絶滅危惧Ⅱ類（県）ならムカシヤンマが、準絶滅危惧（県）ムカシトンボが適切と思われる。	【修正】 ご指摘を踏まえ、文章等を修正しました。 ⇒・・・絶滅危惧Ⅱ類（県）に指定されているハルゼミ、ミズバチ、 ムカシヤンマ 、準絶滅危惧（県）に指定されている ムカシトンボ 、・・・
20	高山委員	16	15	22	第2章 第3節 (3) 河川利用	素案原文の「漁協による放流や人工産卵床造成、漁場整備が行われ、釣りを中心に利用されている。」を「・・・による放流や人工産卵床造成等による魚の増殖が行われ、遊漁を中心に利用されている。」に修正ください。	【修正】 ご指摘のとおり修正しました。

番号	委員	対象頁 (本文)		対象頁 (対照表)	該当部分	意見 ※記載の頁・行は懇談会時点のもの	回答・対応 ※記載の頁・行は修正後のもの
		第34回 懇談会時点	原案				
21	吉井委員	16	15	22	第2章 第3節 (3) 河川利用 図-2.26	梅田湖のワカサギ釣り → 梅田湖(ワカサギ釣り等で親しまれる) or ワカサギ釣り等で親しまれる梅田湖 ⇒写真にはワカサギ釣りをしている様子が写っていない。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⇒梅田湖のワカサギ釣り
22	平川委員	16	15	23	第2章 第3節 (4) 景観 図-2.29	小中大滝の写真になさるか、本文を柱戸不動滝に変えられると統一感があると思います。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⇒小中大滝に写真を修正
23	吉井委員	18	16	25	第3章 第2節 洪水による災害の発生の 防止又は軽減に関する事項	温暖化に起因する気候変動について、本計画では2℃上昇した場合を想定して対応策を講じているよう です。国環研で平均気温が2℃と4℃上昇した場合を各予測していますが、集中豪雨やゲリラ豪雨の発生頻 度が上昇傾向であり、これをどう予測し計画に反映させているのでしょうか。(突発的な増水に対応する根 拠となる予測数量)	国土交通省の設置した技術検討会報告書(気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言)において、バ リ協定で、気温の上昇を2℃に抑えることを目標としていることから、「現時点において治水計画に反映させ る外力の基準とするシナリオは、2℃上昇時における平均的な外力の値を基本とするべき」とされているこ とから、この考えを踏襲しています。
24	石井委員	18	16	26	第3章 第3節 河川の適正な利用及び 流水の正常な機能の維持に関する 事項 脚注10)	「至近10カ年において満足していることを確認している」ですが、p.9の表2.4では至近10年で4回取水制 限が行われていて、わかりにくい。この脚注は、削除した方がいいように思います。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⇒正常流量は、概ね10年に1回程度発生すると予想される濁水に対して確保することを目標としており、 至近10年において満足していることを確認している。
25	高山委員	20	18	28	第3章 第4節 河川環境の整備と保全に 関する事項	素案原文 5 行目「多自然川づくりの考え方にて」を「多自然川づくり基本指針により」に修正ください。	「多自然川づくり基本指針」も含めて、「多自然川づくりの考え方」と記載しておりますので、原案のままとさ せていただきます。
26	高山委員	20	18	28	第3章 第4節 河川環境の整備と保全に 関する事項	素案原文 1 0 行目～ 1 1 行目で「専門家の意見を聴くなどして動植物の・・・環境の保全・創出に努め る。」を「地元漁協や専門家の意見を聴くなどして動植物の・・・環境の保全・創出を図る。」に修正ください。	【修正】 ご意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒上記の整備にあたっては、特に貴重種の生息が確認されている場合など、専門家や地元漁協の意見を 聴くなどして
27	高山委員	20	18 28	28 38～39	第3章 第4節 河川環境の整備と保全に 関する事項	①素案原文 7 行目～ 9 行目で「地域の方々の意見をふまえ、・・・、生態系に配慮し、動植物の生息・ 生育・繁殖に適した環境の保全・創出に努める。」を「地域の方々や地元漁協の意見をふまえ、・・・、生態 系に配慮し、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・創出を図る。」に修正ください。 ②素案原文 1 2 行目～ 1 3 行目で「下水道、環境部局等の関係機関及び地域住民との連携を図り、そ の保全・改善に努める。」を「下水道、環境部局等の関係機関及び地域住民や地元漁協との連携を図り、 その保全・改善を図る。」に修正ください。 ③素案原文 1 4 行目～ 1 5 行目で「河川の豊かな水量を保持するため、農業や発電等の利水者等と十 分な連絡調整を図り、その保全に努める。」を「・・・保持するため、農業や発電等の利水者や地元漁協等と 十分な連絡調整を図り、その保全を図る。」に修正ください。 ④※素案原文 3 0 頁にも、上記と同様な文章があります。 1)～5)のうち、漁協等とあるのは、1)のみです。4)、5)についても同様な修正を希望します。	原案の「地域の方々」や「等」で主旨は含まれていると考えておりますので、原案のままとさせていただきます。
28	平川委員	20	18	28	第3章 第5節 河川の維持に関する事項	「堤防、護岸、床止め等の河川管理施設」の「等」について、具体的に記述していただけないか。	河川管理施設は記載しているもの他にもダム、水門、堰、排水機場などがあります。ここに挙げたもの他の にも様々な施設があることから、原案のままとさせていただきます。
29	吉井委員	全般 (18～33)	全般 (16～31) ※代表頁29	全般 (23～43) ※代表頁40	第4章 第2節 (2) 河川の維持の種類及び施 行の場所	「努める」という表現が現行の計画よりも倍増している (現行計画では12カ所、素案では24カ所)。 「取り組む」、「図る」、「行う」などの言い切りが強い意志を感じられます。個人的かもしれませんが、「努める」 の印象は弱く、熟意や意欲など意志(意気込み)が後退している感じがしました。 人命に関わる部分の記述について「努める」では？	【修正】 ご指摘を踏まえ、本文全体を精査し、河川管理者が主体的に取り組み、課題解決につながるものを中心 に、修正しました。 ＜修正箇所の一例＞ ⇒桐生川ダムについては、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設等を常に良好に保つために計測及び点 検を実施し、必要に応じた修繕や更新など、適切に維持管理を行う。
30	姉崎委員	3	29	40	第1章 (4) 圏域の自然環境 ↓ 第4章 第2節 (2) 河川の維持の種類及び施 行の場所	大型動物のうち、イノシシ、シカについては、河川敷を高速道路のように使用して分布を拡大している。これら の生息を良くとするのか、鳥獣対策視点を入れ込むのが選択。人身事故を考えるとであれば、イノシシ、 シカ、クマについては、あまり河川敷を使用してもらいたくないところであり、それなりの対策を講じる必要があ る。	【修正】 野生鳥獣の移動抑制のため、河川内に繁茂する樹木の伐採や草刈りをおこなっております。 ご意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 ⇒河川内に繁茂する樹木が鳥獣被害発生要因の一つとして考えられる場合には、野生鳥獣の移動を抑 制するための樹木伐採や草刈り等の必要な対策を行う。
31	吉井委員	-	29	40	第4章 第2節 (2) 河川の維持の種類及び施 行の場所	河川沿いを伝わって人里に移動してきたイノシシやヒノジカによる農作物被害や交通事故があります。これ に対する河川の特に高水敷の整備が必要に思いますが、管理はどうなっているのでしょうか。	

番号	委員	対象頁 (本文)		対象頁 (対照表)	該当部分	意見 ※記載の頁・行は懇談会時点のもの	回答・対応 ※記載の頁・行は修正後のもの
		第34回 懇談会時点	原案				
32	姉崎委員	3	30	41	第5章 第2節 (1) 常時の連携	治水の面では、山の管理、森林の管理が重要となる。後半にある他部署との連携の部分においても、その旨、記述していただくと良いと考える。	
33	佐藤委員	3	18 30	28 41	第1章 (4) 圏域の自然環境 ↓ 第3章 第5節 河川の維持に関する事項 第5章 第2節 (1) 常時の連携	昨年山田川上流部で行なわれた杜撰な伐採事業の実態を確認しております。 温暖化による雨量の増加の平均が1.1倍、流量の増加が1.2倍になるとの予測がありますが、雨量や流量の増加だけが災害の原因となるわけではありません。環境への配慮に欠けた伐採事業や、急斜面への太陽光発電パネルの設置等、ここ数年間で全国的に多く見られるようになってきました。それらが土石流や山腹崩壊を引き起こす大きな要因になることは容易に想像できます。 机上の論理による数値以上に、流域全体の状況を把握することが大切です。林野や水産等、他の行政機関との情報共有を積極的に行なっていただきたく思います。	【修正】 ご指摘を踏まえ、第3章第5節、第5章第2節に以下の文章を追記しました。 第3章第5節 ⇒また、河川区域外においても河川に影響を及ぼすような恐れのある事象を確認した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行い、必要に応じて河川への影響を回避または最小限にとどめるよう対応する。 第5章第2節 ⇒気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、圏域内における土砂災害に対し、国、県、市の関係部局との連携を強化し、情報を共有しながら被害の未然防止や軽減に努める。
34	高山委員	18	18 30	28 41	第3章 第2節 洪水による災害の発生の 防止又は軽減に関する事項 ↓ 第3章 第5節 河川の維持に関する事項 第5章 第2節 (1) 常時の連携	素案原文 1 1 行目～ 1 2 行目について、佐藤委員からも意見のあったとおり、山田川上流の森林伐採による作業道からの土砂の流出や濁水での河川被害が甚大です。そこで、素案原文を「県砂防課や森林部局との連携を強化し、被害の未然防止や軽減を図る。」に修正ください。	
35	高山委員	32	30	41 42	第5章 第2節 (1) 常時の連携	①河川整備の実施にあたっては、下水道事業、圏域市の排水事業等の圏域内の関連事業を実施する国や関係市や地元漁協との連携を図る。 ②圏域全体を視野に入れて適正な河川の管理を行うため、開発行為や土地利用について流域市や関係機関や地元漁協との連携を図る。 ③良好な河川環境の保全を継続するために、地域住民の理解を求めるとともに、地域住民や地元漁協との連携及び協力体制の確立に努める。 ④油等の流出による水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関や地元漁協への連絡、被害の拡大防止措置、河川や水質の監視、事故処理などを迅速に原因者や関係機関と協力して行う。 ※漁場管理する上でも、常時からの連携が必要になりますので、「地元漁協」を関係する事項の頁に追記(明記)ください。	①河川整備に係る内容については、基本的に、第4節に記載済みであることから、原案ままとさせていただきます。 ②地元漁協や利水者等が「関係機関」に含まれることから、原案ままとさせていただきます。 【修正】 ③地元漁協のほか、地元自治会等も関係すると考えられることから、「地域住民等」と修正しました。 ④水質事故に関しては、環境部局が主体であること、また「関係機関」に含まれることから、原案ままとさせていただきます。
36	赤羽委員	33	31	41	第5章 第2節 (2) 洪水時の連携 ↓ 第5章 第1節 河川情報の提供に関する 事項	「水害ホットラインや水害対応タイムライン等を構築…」について、ホットライン及びタイムラインの作成については河川課が主体となってこれまでも作成を行っているが、市町村の個別避難計画の策定を支援するというところまでできていない。県が個別避難計画の策定を支援することも必要であろうかと考える。	【修正】 ご指摘を踏まえ、第5章第1節に、避難に関する支援について追記・修正しました。 ⇒関係機関や地域の住民に提供することにより、迅速な避難行動や水防活動等の支援を行う。
37	吉井委員	33	31	42	第5章 第2節 (2) 洪水時の連携	(2)～防災情報の共有や情報伝達体制の充実に努める。→を充実させる。 特に人命に関わることで「努める」では済まされないことだと思います。所管が河川課ではなく他機関であるにせよ、連携する以上は確実に行うようにしないとイケないのではないのでしょうか。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 ⇒…関係機関との連携を強化し、防災情報の充実を図る。
38	石井委員	29	31	42	第4章 第2節 (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ↓ 第5章 第2節 (3) 濁水時の連携	利水者懇談会や連絡協議会との連携を維持し、関係者と協議して濁水に対応してゆくことを記述することが望ましいと考えます。	【修正】 ご指摘を踏まえ、第5章第2節(3)に以下のとおり本文を追記しました。 ⇒更に、必要に応じて、関係利水者等へ濁水に関する情報提供や適切な水利用の呼びかけを関係機関と連携して行い、深刻な濁水の回避に努める。
39	吉井委員	33	31	42	第5章 第2節 (3) 濁水時の連携	(3)～情報提供に努めるなど、～被害軽減に努める。 → 情報提供を確実に行うなど、～被害軽減を図る。	【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり文章を修正、追記しました。 ⇒円滑な協議が行われるよう、群馬県濁水対策本部等を通じ情報提供に努めるなど、関係機関と連携して被害軽減に努める。 更に、必要に応じて、関係利水者等へ濁水に関する情報提供や適切な水利用の呼びかけを関係機関と連携して行い、深刻な濁水の回避に努める。